

第10次粉じん障害防止総合対策

第1 目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれる。

本総合対策は、これら事業者が講じなければならない措置等の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、9次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項として今後5年間に事業者が特に実施すべき措置を、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示し、講ずべき措置の周知及び実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、一般的に遅発性疾病であるじん肺に対して長期的に取り組んでいくことの必要性を鑑みれば、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進するとともに、粉じんの有害性と対策の必要性について周知及び指導等を実施する必要がある。特に、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和6年4月から施行される所であり、その定着に取り組む必要がある。

引き続きずい道等建設工事に係るずい道内の粉じん濃度の測定結果を踏まえた有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用も含めた粉じん障害防止対策に取り組む必要がある。

また、粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組むことが必要である。

さらに、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

加えて、青森労働局においては、引き続き、アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業に係る粉じん障害防止対策、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があること等から次の事項を重点事項とする。

- (1)呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (2)アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業に係る粉じん障害防止対策
- (3)金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- (4)ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (5)じん肺健康診断の着実な実施
- (6)離職後の健康管理

また、上記の重点事項に加え、各署管内のじん肺有所見労働者の発生状況、これまでの総合対策の推進状況等を踏まえ、各署の管内状況に応じ、その他の粉じん作業又は業種（窯業土石製品製造業、採石業等）に係る粉じん障害防止対策を重点事項として加えることも可能とする。

第4 労働局及び労働基準監督署の実施事項

1 集団指導、個別指導、監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、講ずべき措置をはじめとして、粉じんの有害性や、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。特に、重点事項である「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺健康管理実施状況報告が未提出の事業場に対しては提出するよう指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分を行うことを含め、厳正な措置を講ずる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知させること等により離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

2 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成12年12月26日付け基発第768号の2（改正：令和2年7月20日付け基発0720第2号）「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

3 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具については、粉じん則等において特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから当該特定の作業以外においてもその活用が望ましいことに鑑み、上記1及び2の指導・審査時等において、事業者に対して着用について勧奨する。電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用に当たっては、電気機械器具の一種であることに鑑み、現場の状況に応じ電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号）に適合した電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用を指導する。

なお、ずい道等建設工事においては、要求防護係数に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用及び作業主任者の職務について、必要な指導を行う。

4 関係団体等に対する指導等の実施

(1) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請等

労働災害防止団体の青森県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、講ずべき措置をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度を周知する。

また、関係事業者団体に対し、構成事業場に対して労働者や関係請負人（一人親方等を含む。）に対して、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容を周知する、講ずべき措置の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じ、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用し、粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

(2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

ア 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性の認識とともに、粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、同月間中における各種行事の開催を要請する。

イ 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排

気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的を実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

5 ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期するためには、建設工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解して必要な措置を講ずることが重要である。このため、国の出先機関、地方公共団体等との間の建設工事発注機関連絡会議等を通じ、ガイドラインに基づく対策を実施するための経費の確保について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替えて策定した「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和3年4月）についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

6 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、青森産業保健総合支援センターにおける産業保健相談事業、地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導するとともに、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

7 総合対策の評価

令和9年度において、総合対策の評価を行う。